

令和7年第1回

# 君津市農業委員会議事録

令和7年1月7日（火）

令和7年第1回君津市農業委員会議事録

日 時 令和7年1月7日（火）午後2時00分から午後2時53分

場 所 君津市役所5階 大会議室

招集者 君津市農業委員会会長 鮎 川 正 幸

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 報告第 1号から報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 8号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第 9号から報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第19号 軽微な農地改良に係る届出について

報告第20号から報告第75号 地域計画（目標地図）の変更申出について

出席委員（12名）

1番	内 海 孝 夫	2番	鮎 川 正 幸
3番	水 野 徳 子	4番	小笠原 武 男
5番	笹 本 幸 恵	6番	宇 野 真 弘
7番	欠員	8番	溝 口 勝 美（欠席）
9番	小 泉 春 水	10番	齊 藤 昇
11番	重 田 忠 男	12番	長谷川 貢
13番	鈴 木 隆	14番	石 井 和 美

欠席委員（1名）

8番 溝口 勝美

出席した職員

事務局長	安田 禎則
事務局次長	永  一環
農業委員会事務局主任主事	江  澤 俊太

---

◎会長挨拶

会 長 皆さん、明けましておめでとうございます。今年もよろしく願いいたします。

昨年中は、農業委員会の活動を推進いただきまして、本当にありがとうございました。特に地域計画ですね、これが新しく加わりまして、新しい活動が加わったということで大変だったと思います。どうもありがとうございました。

1月になり、私たちの3年の任期のちょうど半分ということになります。新しく委員になられた方も、もうだいぶ農業委員会に慣れてこられたと思いますが、この後、皆さんの協力で地域計画の見直し、それから遊休農地の解消、そしてまた担い手への農地の集積という活動を進めていきたいと思っております。残された期間、皆さんと一緒に協力してこの活動を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、会議を進めます。

---

◎諸般の報告

会 長 日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

農業委員の辞任について、神子純一委員より、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定による辞表の提出に伴う君津市長からの諮問について、12月3日の農業委員会総会にお諮りし、同意を議決し、回答した件につきまして、君津市長の同意もなされたので、令和6年12月31日付をもって農業委員を辞任いたしました。

次に、農地利用最適化推進委員の辞任について、水野聡推進委員より、農業委員会等に関する法律第23条の規定による辞表の提出に伴い、12月3日の農業委員会総会にお諮りし、同意が得られたので、同日付でこれを承認し、推進委員を辞任いたしました。

次に、11月の総会以降に出席した会議、行事等を報告いたします。

12月7日、令和6年度JAきみつ農業まつりに出席いたしました。

12月18日、君津市認定農業者協議会30周年祝賀会に出席いたしました。

諸般の報告は以上です。

それでは、総会に入ります。

---

◎開 会

(午後2時00分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は12名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和7年第1回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

---

◎会期の決定

議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定いたします。

---

◎議事録署名委員の決定

議長 日程第2、議事録署名委員について、会議規則第16条第2項の規定により、私から指名いたします。

14番、石井和美委員、1番、内海孝夫委員の2名をお願いします。

---

◎議案第1号ないし議案第14号

議長 日程第3、議案第1号ないし第14号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第1号について説明します。

常代地先の田1筆、畑1筆、面積2,451平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により農業経営を縮小したいため、譲受人は過去に親族が所有していた農地を取得して農業経営を行いたいためです。

許可基準として、譲受人は新規就農者ですが、親族と農作業経験があるため技術等は問題ないと思われます。農機具は耕運機、田植え機、コンバインを確保しております。

農作業従事日数は150日を超える予定であり、資格等については問題ないと思われます。

議案第2号及び議案第3号については、譲受人が同一のため一括して説明します。

議案第2号は上湯江地先の田1筆、面積806平方メートルを、議案第3号は上湯江地先の田1筆、面積396平方メートルを、それぞれ売買により所有権移転するものです。

申請理由として、議案第2号の譲渡人は農業経営を行わないため、議案第3号の譲渡人は

高齢により離農したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、譲受人は現在10万9,306平方メートルの農地を経営しており、農機具はトラクター、コンバイン、田植え機、乾燥機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第4号について説明します。

上湯江地先の畑2筆、面積795平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は農業を行わないため、譲受人は貸借中の土地の所有権を移転したいためです。

許可基準として、譲受人は現在8万7,038平方メートルの農地を経営しており、農機具はトラクター、コンバイン、トラックを所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第5号について説明します。

下湯江地先の畑2筆、面積630平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は自宅の隣接地で家庭菜園を行いたいためです。

許可基準として、譲受人は新規就農者ですが、自宅に隣接する小規模の農地取得のため、技術等は問題ないと思われま

す。農作業従事日数は150日を超える予定であり、資格等については問題ないと思われま

す。議案第6号について説明します。

福岡地先の田1筆、面積472平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は農業経営の規模を拡大したいためです。

許可基準として、譲受人は現在9,414平方メートルの農地を経営しており、農機具はトラクター、耕運機、ハーベスター、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第7号について説明します。

西日笠地先の田1筆、畑1筆、面積2,485平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は自宅に隣接する農地で耕作を行いたいためです。

許可基準として、譲受人は新規就農者ですが、知人の農業経営者から指導を受けられる体制にあることや、自宅に隣接している農地のため管理しやすいことなどから、技術等は問題ないと思われまゝす。農機具はトラクター、耕運機、動力噴霧器、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は、世帯全員で150日を超える予定であり、資格等については問題ないと思われまゝす。

議案第8号について説明しまゝす。

奥米地先の田2筆、面積2,594平方メートルを賃貸借するものまゝす。

申請理由として、譲渡人は農地の維持管理が大変なため、譲受人はブルーベリー栽培で新規就農したいためまゝす。

許可基準として、譲受人は新規就農者まゝす、家庭菜園の経験から農業に興味を持ち、木更津市にある施設において研修を受けております。経験豊富な作業員から指導を受けながら耕作をするとのことまゝすから、技術等は問題ないと思われまゝす。また、譲受人は外国籍となりますが、農地法第3条の許可の要件については、通常の許可要件と異なることはありません。在留資格については確認を行っており、農業経営を行うことについては問題ないことを確認しております。農機具は草刈り機、運搬車を確保しております。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われまゝす。

議案第9号について説明しまゝす。

久留里市場地先の田1筆、面積788平方メートルを贈与により所有権移転するものまゝす。

申請理由として、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためまゝす。

許可基準として、譲受人は現在1万4,126平方メートルの農地を経営しており、農機具はトラクター、コンバイン、田植え機、軽トラックを所有しております。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われまゝす。

議案第10号から第12号については譲受人が同一のため一括して説明しまゝす。

議案第10号は柳城地先の田2筆、面積3,031平方メートルを、議案第11号は柳城地先の田2筆、面積3,223平方メートルを、議案第12号は柳城地先の田2筆、面積1,591平方メートルを、それぞれ賃貸借するものまゝす。

申請理由として、議案第10号から第12号の譲渡人は、農地の維持管理が大変なため、譲受人はブルーベリー事業を拡大したいためまゝす。

許可基準として、譲受人は市外の農地所有適格法人まゝす、君津市内において4,929平方

メートルの農地を経営しており、全て管理できていることを確認しております。規模の大きい農地の賃貸借になりますが、地域計画における農業を担う者の集積には影響はありません。農機具は草刈り機、運搬車、軽トラックを所有しています。

法人の代表の農業の従事日数は150日を超えており、重要な使用人の農作業従事日数も150日を超えていることから、資格等については問題ないと思われま

す。議案第13号について説明します。

笹地先の畑6筆、面積2,240平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、親族間の農業経営の継承のためです。

許可基準として、譲受人は現在4,013平方メートルの農地を経営しており、農機具は耕運機、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第14号について説明します。

笹地先の田1筆、面積1,485平方メートルを賃貸借するものです。

申請理由として、譲渡人は農地の維持管理が大変なため、譲受人はブルーベリー栽培で新規就農したいためです。

許可基準として、譲受人は新規就農者ですが、木更津市にある法人において研修を受けていることや、経験豊富な作業員から指導を受けながら耕作していくとのことで、技術等には問題ないと思われま

す。また、市外在住ですが、作業拠点を市内に確保しているとのことです。農機具は耕運機、溝切り機、草刈り機を確保する予定です。

農作業従事日数についても150日を超える予定であり、資格等については問題ないと思われま

す。以上です。議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第1号について、1番、内海委員からお願いいたします。

内海委員 議案番号1について御説明いたします。

申請内容につきましては事務局の説明どおりであります。

申請場所ですが、別冊1ページを御覧いただきたいと思

います。三直交差点を常代方面に向かいまして、八重周橋を渡ります。右に100メートルほど入ったところが圃場でありまして、きれいに整備されておりました。また、畑1筆につきまして

は、現地より500メートル先、沢尻橋、分かると思いますが、沢尻橋の左に曲がったところにあります。

12月20日、代理人と現地確認を行いました。譲受人、譲渡人は親戚同士でありまして、譲受人のほうにつきましては、親の手伝いをしたということでございます。圃場までの移動時間は4、5分であります。特に問題ないと思われまます。

よろしく申し上げます。

議長 続きまして、議案第2号ないし第5号については、私から報告いたします。

議案第2号、第3号については譲受人が同一であり、一括して説明いたします。

申請内容については、事務局説明のとおりです。

申請場所は、別冊2ページを御覧ください。

貞元小学校前から千葉医療福祉専門学校方向に向かい、貞元小学校から500メートルほど行った道沿いの左側になります。

12月23日に、譲受人と現地確認を行いました。

申請地は田んぼとして耕作されており、譲受人が譲渡人から借りて耕作しております。

2号議案の土地と3号議案の土地は隣り合っており、譲受人が境を外して一体で耕作しております。

両方の譲渡人から購入してほしいと言われて、この話がまとまったということです。特に問題ないと思われまます。

続きまして、議案第4号について説明いたします。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

申請場所は、同じ別冊2ページを御覧ください。

先ほどの2号、3号議案の田んぼから小香方向に進み、君津自動車板金の先を右に入って、三舟山の高台の畑2か所ということになります。

12月24日に、譲受人と現地確認を行いました。

申請地は畑として耕作されており、譲受人が譲渡人から買って耕作しております。ニンジンや大豆を栽培していると言われておりました。譲渡人から購入してほしいと言われ、この話がまとまったそうです。特に問題ないと思われまます。

続きまして、議案第5号について説明します。

申請内容については、事務局説明のとおりです。

申請場所は、別冊3ページを御覧ください。

先ほどの千葉医療福祉専門学校から富津方面に進み、700メートルほど行った交差点の脇の左側になります。

12月27日に、譲渡人、譲受人と現地確認を行いました。

申請地は草刈り等はされており、管理された状態でした。耕作はされておりませんでした。

譲受人はキッチンカーで商売をしているといい、ここで買って作業をして、ジャガイモ、サツマイモ等を作って食材に使いたいというふうに話しておりました。譲渡人は高齢のため離農したいということだそうです。特に問題ないと思われそうです。御審議よろしくお願ひします。

議長 続きまして、議案第7号ないし第8号について、9番、小泉委員からお願ひします。

小泉委員 9番、小泉です。

議案第7号について御説明いたします。

場所については、別冊の5ページ御覧ください。

国道465号線の清和小学校から500メートルほど鴨川方面へ進みまして、Y字路を右へということで旅名方面に向かっていきます。約1.1キロぐらいでしょうか、進みますと、右手に対象の農地、畑でしょうか、1枚ありまして、そのさらに奥、農地1枚を挟んでもう1筆、ちょっとこちらがカヤなどがもう繁茂している農地なんですけれども、その2枚ということでした。

12月26日に、代理人の方と現地で聞き取り、確認を行いました。

譲受人の方は、新規就業という形になってはいますが、非常に若い方で、チューリップとかミモザとか、また野菜などをやりたいと、いろいろやりたいんだということで、希望があるんだということでした。

カヤが繁茂している1枚のほうなんですけど、これから少しずつ手を入れて、何年かかけて使えるようにしていきたいということでしたので、地元の間人でするので、少しずつ進んでいくのかなと思っておられます。特に問題はないかなと思っておられますので、よろしく御審議ください。

それから、続いて、議案第8号ですね。

こちら詳細は事務局説明のとおりです。

場所については、6ページを御覧いただいて、この地図にはないんですけれども、410号線の大岩地先の信号から三島ダム方面に700メートルほど進むと、清和県民の森スポーツ広

場、じゃない、そこから左折して、清和県民の森のスポーツ広場前からさらに1,500メートルぐらい進んだところ、奥米方面に進んだところなんですが、そちらに林道大鹿倉線とのちょうど分岐がありまして、その角のところの田んぼ2枚ということでした。

12月25日に代理人と聞き取り、確認を行いまして、既に手を入れてありまして、周辺、外周を深く溝堀りをして排水対策を取っているという形でした。ブルーベリーの栽培を予定しているということでしたので、周辺農家への影響などはないものと思われまます。問題ないと思いまますので、よろしく御審議くだいまさせ。

以上です。

議 長 続いままして、議案第9号について、12番、長谷川委員からお願いいまします。

長谷川委員 議案第9号ですね。

詳細についましましては、事務局の説明のとおりです。

場所についましましては、別冊7ページの千葉鴨川線、久留里の信号ですね、左折しまして、大多喜方面に向かいまして、沖津歯科医院があります。そこから約300メートルぐらい行つた左側になります。県道のすぐ隣になります。

12月21日、譲受人と現地の確認を行いましました。

譲渡人は高齢ということと、近隣の住民に委託耕作をしていたんですけれども、返還されてしまったということと、ちょうど隣の方が無償譲渡ということと、受けていいということとでございまましたので、すぐ隣で約3反近くやっているんですかね、その方が譲り受けするということと、譲受人も1町歩以上の耕作をしていて、農業経営の拡大というようなこととで、特に問題ないと思われるので、御審議のほうよろしくお願いいまします。

議 長 続いままして、議案第10号ないし第12号について、13番、鈴木委員からお願いいまします。

鈴木委員 13番、鈴木でございまます。

議案番号第10号、11号、12号についましましては、譲受人が同一でありますので一括して御説明いまします。

申請内容についましましては、事務局説明のとおりでございまます。

申請地でございまますが、別冊の8ページをお開きください。

国道465号、名殿の信号を亀山方面に500メートルほど行つたところに電化のタカデンという家がありますが、その前を通りまして左折、100メートルほどのところとでございまます。

12月23日午後、代理人と現地の確認及び聞き取り調査を行いましました。

申請地は、休耕しておりますけれども、草刈り等してあり、よく管理されている状態でございます。柳城、中台の5筆につきましては、段々になっておりますけれども、隣接している田んぼでございます。柳城の宮ノ脇の1筆につきましては、その上、農道を挟んで向かい側に位置しているところでございます。

議案第10号、11号の譲渡人は相続によりこの土地を取得しましたが、維持管理が大変なため、議案第12号の2筆につきましては、相続によりこの土地を取得しましたが、市外に居住しており、維持管理が大変なため、申請地を賃貸借契約により譲受人に貸し付けることにしたそうでございます。

譲受人につきましては、農地所有適格法人で、市外に事務所がありますけれども、君津市内においてブルーベリー栽培をしております、さらにブルーベリー栽培事業を拡大するために、申請地を借り受けるということです。営農計画、農業実施計画もしっかりしておりますので、問題はないと思います。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長 続きまして、議案第13号ないし第14号について、14番、石井委員からお願いします。

石井委員 14番、石井です。

議案番号13号につきまして、現地の確認の説明をいたします。

申請内容につきましては、事務局より説明のとおりでございます。

申請地につきましては、別冊の9ページを御覧いただきたいと思っております。

君津方面からですと、房総スカイラインを鴨川方面に向けて、片倉というところで房総スカイラインの終わりがありまして、そこで信号があります。それを今度は鴨川方面に行かずに、逆に亀山ダム方面に200メートルぐらい下ったところになりまして、そのカーブ、200メートル行ったところのカーブを、鋭角になっていますので、そのカーブを鋭角のほうに上っていくと、上ったところになりますかね、そこに上がりますと集落が見えるんですけども、その場所になります。

12月19日、代理人の方と、所有権移転で現地の確認をいたしました。

耕作はしていないものの、草刈り等されていてきれいになっています。また、譲受人と譲渡人は親子関係で、相続ということです。近隣につきましても、特に問題はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案番号14号につきまして説明をいたします。

申請内容につきましては、事務局よりの説明のとおりでございます。

申請地につきましては、別冊の10ページを御覧いただきたいと思います。

県道24号、千葉鴨川線なんですけれども、鴨川方面に向かい、笹の信号があります。亀山はあまり信号機はないんですけれども、笹の信号がありまして、その信号を左に、亀山ダムのほうに折れていただきます。200メートルぐらい進みますと、道路沿いの右側が現地となります。嵯峨和という旅館があるんですけれども、その正面はす向かいということになりまして、耕作はしていませんが、草刈り等されてきれいになっております。ブルーベリーの栽培ということで、近隣の農地についても、耕作していないところも結構ありますので、特に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長 それでは、議案第6号について、宇野委員からお願いします。

宇野委員 詳細は事務局の説明のとおりです。

場所は、別冊の4ページを御覧ください。

福岡にある黄色い建物の床屋さんの場所の近くになります。

譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は地元で農業経営を行っており、稲作とカラーを隣接地で生産しています。特に問題ないと思われまます。よろしく願いいたします。

議長 ただいま議案第1号ないし第14号について、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

笹本委員。

笹本委員 5番、笹本です。

6号議案についてお尋ねいたします。

この受人の方は、この渡人の方のところを耕作していたんですかね、これって、どうなんでしょう。

江澤主任主事 現状、今の実態というかですか。

特に耕作はされていない、管理はされているような状態です。

笹本委員 その管理は、この方が、譲受人の方がされていたんですか。

江澤主任主事 申し訳ないです。そこまでは確認はしていないんですけれども、この3条許可するに当たって、今後耕作ができないような土地ではなかったということは、現地のほうで確認はしています。

笹本委員 私、一応、この前のタブレットの入力するやつをちょっと推進委員の方と回って

たときに、この方ちゃんと管理されていないところがたくさんあるんですよ。借りたはいいんだけど、耕作がちゃんとされていない状況のところが多くて、推進委員さんも、「これじゃ駄目だよ」みたいに言っていたんですよ。

旧小糸小学校上のところにも、いまだにまだ刈った状態の稲が積んであるみたいな状態になっていたりして、それで維持管理できていくのかなと、ちょっと心配です。

江澤主任主事 分かりました。この営農の計画の中では、今後、稲作とカラーをやっていくというような営農の計画にはなっているところなんですけれども、その3条の許可要件の中で、利用効率要件というものがあって、持っている農地は全部ちゃんと管理していないと、新しい農地は取得できないよというような基準がありますので、今のお話もありますので、その実態をちょっと私のほうで本人には確認はしていないので、何とも言えないところがあるんですが、不許可の要件に当てはまるようなことではあると思いますので、一度申請者に確認をして、今月分としてはちょっと許可ができないという判断もできると思いますので、そこを加味していただいて、挙手をしてもらって、保留してもらって検討します。

議長 最後の決のところ、そこら辺考慮していただいて、また確認していただくということによろしいですか。

保留にしたほうがいいのかも。

江澤主任主事 そうですね。じゃ、ちょっと保留ということができれば、それでお願いします。

議長 じゃ、それで皆さんよろしければ、この案件については今月は保留ということで、来月の話と、決ということでもあります。

ほかに何か御質問、御意見などありますか。

(発言する者なし)

議長 それでは、質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第6号についてですが、今お話ししましたように、今月については保留という形で、来月に回させていただくということで御理解願いたいと思います。

続きまして、議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第9号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第10号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第11号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第12号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第13号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第14号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

---

#### ◎議案第15号

議長 長 日程第4、議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永寫事務局次長 議案第15号について御説明いたします。

議案書の5ページを御覧ください。

戸崎地先の田1筆、面積618平方メートルのうち231平方メートルを専用住宅に転用するものです。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

譲受人と譲渡人は親子関係で、後々親の面倒を見るためのものです。

造成工事は不要で、整地のみ実施いたします。

用水は公営水道を使用します。

譲渡人の住宅と隣接して建築するので、雨水は既存の排水を使用し放流します。

汚水雑排水も既存の合併式浄化槽に接続し放流します。

隣接地及び道路への被害が及ぼさないよう注意して施工管理いたします。

農業用排水施設・日照・通風への影響はありません。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果について、議案第15号について、11番、重田委員から  
願います。

重田委員 11番の重田です。

議案第15号について説明をいたします。

詳細は、ただいま事務局より説明があったとおりです。

現地の説明は、別冊の11ページを開いていただきたいと思います。

県道長浦上総線を戸崎方面から木更津方面に向かい、戸崎2の信号から約700メートル先  
を右に曲がり、30メートル先右側の畑でした。

現地確認は、昨年12月28日に、譲渡人と譲受人で現地確認、申請内容について確認  
いたしました。

隣地の確認はしてあり、先ほど説明があったとおり、譲渡人と譲受人は親子関係ですので、  
利用賃借権に特に問題ないと思われまますので、御審議のほどよろしく願います。

議長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら願います。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して、知事に送付いたします。

---

◎報告第1号ないし第19号

議長 日程第5、報告第1号ないし第19号について、報告第1号ないし第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第8号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告第9号ないし第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告第19号 軽微な農地改良に係る届出については、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし第19号について、質問、意見等がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がないようですので、報告第1号ないし第19号を終わります。

---

◎報告第20号ないし第75号

議長 次に、報告第20号ないし第75号 地域計画（目標地図）の変更申出について、事務局から説明をお願いします。

永寫事務局次長 地域計画（目標地図）の変更の申出がございましたので、着座にて御説明いたします。

報告第20号は、宮下地先において変更面積分を分筆し、歩道の整備を計画するものです。

報告第21号は、常代地先において太陽光発電施設を計画するものです。

報告第22号は、馬登地先において太陽光発電施設を計画するものです。

報告第23号と第24号は、大山野地先において太陽光発電施設を計画するものです。

報告第25号は、山高原地先において太陽光発電施設を計画するものです。

報告第26号は、貞元地先において計画変更面積分を分筆し、道路の拡幅を計画するものです。

報告第27号と第28号は、新御堂地先において営農型太陽光発電施設を計画するものです。

報告第29号は、小香地先において分家住宅の建設を計画するものです。

報告第30号は、糸川地先において太陽光発電施設を計画するものです。

報告第31号は、日渡根地先において植林を計画するものです。

報告第32号から第39号は、東栗倉地先において太陽光発電施設を計画するものです。

報告第40号と第41号は、植畑地先において太陽光発電施設を計画するものです。

報告第42号は、末吉地先においてドラックストアの店舗及び駐車場を計画するものです。

報告第43号は、三田地先においてコンビニエンスストアの駐車場の拡張を計画するものです。

報告第44号から第46号は、三田地先において太陽光発電施設を計画するものです。

報告第47号と第48号は、長谷川地先において太陽光発電施設を計画するものです。

報告第49号は、小市部地先において太陽光発電施設を計画するものです。

報告第50号は、山滝野地先において太陽光発電施設を計画するものです。

報告第51号から第54号は、広岡地先において太陽光発電施設を計画するものです。

報告第55号から第57号は、大中地先において太陽光発電施設を計画するものです。

報告第58号は、黄和田畑地先において太陽光発電施設を計画するものです。

報告第59号と第60号は、蔵玉地先において太陽光発電施設を計画するものです。

報告第61号から第67号は、折木沢地先において太陽光発電施設を計画するものです。

報告第68号と第69号は、坂畑地先において太陽光発電施設を計画するものです。

報告第70号は、川俣旧月毛地先において太陽光発電施設を計画するものです。

報告第71号から第73号は、笹地先において太陽光発電施設を計画するものです。

報告第74号から第75号は、香木原地先において太陽光発電施設を計画するものです。

訂正いたします。

報告第48号につきましては、道路改良用地として利用する計画です。

いずれも地域計画に影響がないことが見込まれますので、農政課に目標地図の変更について提出いたします。

以上です。

議長 ただいまの報告第20号ないし第75号について、意見がありましたらお願いします。

鈴木委員 13番、鈴木ですけれども、この小櫃地区は、目標地図は決定していますけれども、ほかの地区も報告されているんですか。

永鷲事務局次長 地域計画につきましては、小櫃以外のものについては、令和6年12月に策定が確定しました。

議長 ほかに何かありますか。

宇野委員 6番、宇野です。

この報告番号と住所というのは、地域はもう報告を受けた順番で、ばらばらに出てきているんですか。

永寫事務局次長 この、単純に並び順でしょうか。

宇野委員 申出農地と……、順不同というか。

永寫事務局次長 単純に、市の大字、小字のコード番号が決まっております、それに基づいて順番は定めています。したがって、君津地区から始まって上総地区のほうで終わっているというような形になります。

一部行ったり来たりしているのは、これ小字の順番がちょっと前後していたので、こういうことになってしまっただけです。小櫃のところですよ。

議 長 報告番号の次に位置番号になっている。この位置番号というのは。

永寫事務局次長 市の大字、小字のコード番号の順でやっています。

議 長 これはもう決まっている番号。

永寫事務局次長 単純にコード表という、もう市で定めているものがあって、その順番です。

宇野委員 そういうものと理解しました。

議 長 この間、確認は行ってきたんですけども、この新御堂地先の、27と28ですか。

これいっぺんに太陽光発電をとると、周りに田んぼが、耕作している方がだいぶいるので、その太陽光発電によって影響が出ると、やはりクレームになるかもしれないんですけども、そこら辺、市なり、何らかの形で話し合いを持ってもらったほうがいいと思います。

永寫事務局次長 営農型太陽光発電施設を設置する場合には、地域の話合いを行った上で申請ということになっているので、今後、地域の話合いが持たれる予定です。

議 長 ほかに何か御意見、御質問ありますか。

宇野委員。

宇野委員 先ほどの会長の話の続きなんですけれども、前回も意見交換会みたいなときにもお話ししたんですけども、その後の営農のアドバイスとか、ちゃんとしっかり計画が行われているかという確認をしていくという話を、いつも、議案、この場ではするんですけども、見に行ったことはないような気がするので、その辺はどうなのかなという、ちゃんと確認が取れているのかなということを確認したいんです。

永寫事務局次長 まず一つには、営農型太陽光については、年1回、どういう状況であるかという報告書をそれぞれ頂いているところです。

また、一時転用ですので、3年に1回は更新の手続をする必要があるということです。現

場のほうについては、報告が上がっていったの現地を確認しているという行為は今のところしていませんので、今後、前回も宇野委員から本当にやっているかどうかの確認が必要ではないかということでしたので、何かしらの確認するなり何なり、今後ちょっと検討したいと思います。

議 長 ほかに何か御質問ありますか。

(発言する者なし)

議 長 それでは、意見がないようですので、地域計画の変更申出を市に提出いたします。

---

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和7年第1回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

なお、次回の令和7年第2回農業委員会総会は、令和7年2月5日水曜日に、市役所5階大会議室で午後2時から開催する予定でありますので、よろしく申し上げます。

(午後2時53分)